

熊本県獣医師インターンシップ実施要領

1 目的

この要領は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課が実施する獣医学部（科）の学生実習受入制度（以下「インターンシップ」という。）を実施するに当たって必要な事項を定める。

2 趣旨

インターンシップをとおして、獣医学部（科）学生（以下「研修生」という。）が本県の家畜衛生等行政への理解を深めるとともに、本県の魅力を知ってもらうことにより、本県職員採用試験の受験者及び採用者の増加を図る。

3 受入先

研修生の受入先は、原則、中央家畜保健衛生所若しくは城北家畜保健衛生所とする。

4 対象者

インターンシップは、前述の趣旨に合致し、学生又は学生が所属する大学から要請があり、次の条件を満たす学生を対象者とする。

- (1) 熊本県職員（獣医師）採用試験を受験し、内定した者又は獣医系大学の教育課程1～5学年にあつて担当教授等に推薦された者
- (2) 家畜衛生行政に興味がある者又は熊本県へ就職を志望する者
- (3) 服務規律等を遵守することが確実であると判断される者

5 受入条件

(1) 受入人数

県は、予算の範囲で研修生を受け入れることができる。

(2) 経費

県は、インターンシップに関する交通費及び宿泊費（室料分。食費分は除く。）を県の旅費規程に基づき支払うものとする。これ以外の経費については、研修生が負担するものとする。なお、旅行諸費（移動日の現地交通費を除く。）については、支払わないものとする。

(3) 服務遵守等

研修生は、研修期間中、県の服務規律に従うとともに、受入先の指導、監督等に従わなければならない。

(4) 秘密の保持

研修生は、研修期間中に知ることができた秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

6 受入手続

研修を希望する者は、次の書類を事前に熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出しなければならない。

- (1) 熊本県獣医師インターンシップ申込書（様式1）
- (2) 熊本県獣医師インターンシップを希望する理由（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）

7 実施期間

県は、受け入れ可能な期間でインターンシップを実施する。（ただし、土日、祝祭日を除く。）

8 受入通知書等

- (1) 県は、提出書類等を基に選考し、研修受講者を決定する。受講者が決定した際は、学生又は大学へ「熊本県獣医師インターンシップ通知書」（様式4）を交付する。
- (2) 県は、インターンシップ受入先の所属長へ「熊本県獣医師インターンシップ依頼書」（様式5）により依頼する。

9 報告書

研修生は、研修の成果をまとめ、「熊本県獣医師インターンシップ報告書」（様式6）をインターンシップ終了後、速やかに県に提出しなければならない。

なお、様式6は、大学の所定様式に替えることができる。

10 研修成果の発表

県は、研修の実施結果をホームページ等で公表することができる。ただし、研修生の個人情報に関する事項を除く。

11 その他

- (1) 研修生は、インターンシップに関するすべての事故に対して、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 研修生がこの要領の規定に従わない等、研修態度等に問題がある場合のほか、研修を継続することにより業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合又は当該研修の目的を達成することが困難であると認める場合には、研修期間終了前であっても研修を中止することができる。

12 施行

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

平成30年4月10日 一部改正。